

3 労福第 2 7 4 号  
令和 3 年 6 月 1 8 日

愛知県経営者協会会長 様

愛 知 県 知 事  
( 公 印 省 略 )

テレワーク徹底等による出勤者数の削減について (依頼)

日頃は、本県行政の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、本県では、緊急事態宣言が令和 3 年 6 月 20 日をもって解除され、令和 3 年 7 月 11 日までの間、まん延防止等重点措置を実施することになりました。  
つきましては、出勤者数の削減により人の流れを抑制するため、引き続き休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の徹底を図っていただくとともに、その実施状況を自ら積極的に公表していただくよう、別紙を活用するなど、貴団体の会員事業所に対し、周知をいただきますようお願いいたします。

連絡先：労働局労働福祉課

仕事と生活の調和推進グループ 福島

電 話：052-954-6360 (ダイヤルイン)